

『経営の安定に必要な資金を調達したい。』

一般資金

中小企業者等が事業経営に必要とする資金の融通を円滑にし、その経営の安定に資することを目的とした資金です。

対象となる方

本資金の融通を受けることにより、経営の安定を図ることができる見通しのある中小企業者等で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 経営基盤、経営体質の改善を必要とするもの
- (2) 経済の変動等外部要因により、経営が不安定化しているもの

融資条件

- | | |
|---------|---|
| ■資金使途 | 運転資金・設備資金
ただし、以下の資金使途は、融資対象外とします。
(1) 借入金の返済、税金（消費税）の支払にあてる資金
(2) 住宅、自家用自動車等の取得のための資金
(3) 法令に違反する設備のための資金 |
| ■融資限度額 | 8,000万円 |
| ■融資利率 | 長期資金（1年を超えるもの） 年1.90%
短期資金（1年以内のもの） 年1.50% |
| ■償還期間 | 運転資金 7年以内（うち据置1年以内）
設備資金 10年以内（うち据置1年以内） |
| ■保証人・担保 | 保証人 原則として法人代表者以外不要
担保 必要に応じて徴求 |
| ■信用保証料 | 年1.59%以下 |

取扱金融機関

県内に所在する銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、農林中央金庫の本店及び支店

ご利用方法

ご不明の点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

宮城県経済商工観光部
商工金融課商工金融班

022-211-2744